

## 『出産・子育て応援給付金』について

～妊婦や子育て家庭を対象とする新たな支援制度を開始します～

## 1. 給付金の対象者

## (1) 出産応援給付金(妊娠時の給付5万円)

- ・令和4年4月以降に妊娠届を提出した(する)妊婦の方  
(妊娠届の提出が令和4年4月以降でない場合であっても、令和4年4月～令和5年1月に出産した産婦の方は対象者に含まれます。)

## (2) 子育て応援給付金(出産後の給付5万円※) ※多胎児(双子)の場合は10万円

- ・令和4年4月以降に出生した(する)乳児を養育する方(原則は乳児と同居する母または父)  
(注)どちらの給付金も、対象者の所得制限はありません。

## 2. 申請時期・申請書交付方法

給付を受け取るためには、所定の申請書による申請が必要です。

申請書は、妊娠届提出時や赤ちゃん訪問時に、次の表に記載する方法により対象者へ交付します。

妊娠届提出日	出産日 (乳児の生年月日)	出産応援給付金 (5万円)	子育て応援給付金 (5万円)
	令和4年4月～ 令和5年1月	令和5年2月頃に申請書を郵送します (原則は一括で10万円を給付します)	
令和4年4月～ 令和5年1月	令和5年2月以降	令和5年2月頃に申請書を郵送します	出産からおおむね1～2か月、 赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします
令和5年2月 以降	令和5年2月以降	妊娠届を提出いただく時に、 窓口での面談後に申請書をお渡しします	出産からおおむね1～2か月、 赤ちゃん訪問時に申請書をお渡しします

※ 出産応援給付金(5万円)は、妊娠届を提出した後、流産等で出産に至らなかった場合も給付を受け取れます。

## 3. 給付金の受け取り方法

申請時に指定された銀行口座へ給付金を振り込みます。

(お問合せ先)

出産・子育て応援給付金について

妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなど

木曾岬町 保健センター

電話 : 0567-68-6119

FAX : 0567-40-9029

木曾岬町 保健センターでは一人ひとりの妊娠・出産・育児に関する不安や困りごとなどの相談を随時受け付けています。

# よくあるご質問

## 1. 妊娠届出後や出産後の転居について

### ○ 出産後に転入出した(する)場合、出産・子育て応援給付金はどうなりますか？

令和4年4～令和5年1月に出産した場合は、出産時の住所地ではなく、令和5年2月1日以降の申請日時点の住所地の市区町村で妊娠時と出産後の両方の給付を受け取れます。

令和5年2月以降に産し、転出元の市区町村の面談を受ける前に転入出する場合は、転出先で出産後の給付を受け取ることができます。面談後まもなく転出する場合は転出元か転出先の市区町村のどちらかで出産後の給付を受け取ることができます。(木曾岬町では、おおむね出産1か月～2か月の赤ちゃん訪問時に面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。)

### ○ 妊娠届出後に転入出した(する)場合、出産応援給付金はどうなりますか？

令和4年4～令和5年1月に妊娠届を提出した場合は、妊娠届出時の住所地ではなく、令和5年2月1日以降の申請日時点の住所地の市区町村で妊娠時の給付を受け取れます。(妊娠届を他の市区町村で提出し、現在、木曾岬町にお住まいの方は申請書が郵送されませんので、木曾岬町保健センターTEL0567-68-6119へ連絡願います。)

令和5年2月以降に妊娠届を提出し、その後まもなく転入出する場合は、転出元か転出先の市区町村のどちらかで妊娠時の給付を受け取ることができます。(木曾岬町では妊娠届の提出時に合わせて面談を実施しますので、その場で給付の申請先の希望を確認します。)

※ 妊娠届の提出後、出産後のどちらかの給付についても、同一の理由による給付について、複数の市区町村から二重に受けることはできません。また、木曾岬町では、現金の給付を行います。クーポン等による給付を実施している市区町村もあります。

## 2. 申請書について

### ○ 申請書を面談ではなく、郵送で受け取ることはできますか？

令和4年4月～令和5年1月に産、また、妊娠届を提出した場合は、申請書を郵送しますが、令和5年2月以降に産、また、妊娠届を提出する場合は、原則は面談にて申請書をお渡します。(里帰り産等により、町の保健師等による面談を受けることが難しい場合は、木曾岬町保健センター(0567-68-6119)へご相談ください。)

## 3. 給付金の受け取りについて

### ○ 申請する際に指定する銀行口座は、給付金の対象者の名義に限定されますか？

給付金の受け取り口座は、基本的には、給付金の対象者ご本人の銀行口座を指定いただくこととなりますが、銀行口座をお持ちでない場合は、同じ世帯に居住する親族の口座を指定することができます。

### ○ 申請してから、どのくらいの期間で振り込まれますか？

申請を受理してから、申請書の口座情報等の記入に不備がなければ、1～2か月後に給付金が振り込まれます。口座振込が完了すれば、別途に振込が完了したことのお知らせを郵送します。